

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

京都府舞鶴市

2 構造改革特別区域の名称

舞鶴市福祉有償運送特区

3 構造改革特別区域の範囲

舞鶴市の全域

4 構造改革特別区域の特性

舞鶴市は本州のほぼ中央部に位置し、日本海が最も深く湾入したところにあり、京都府の北東部を占め京阪神都市圏から 80～100km 圏域に位置する。

東は福井県高浜町に、南は綾部市に、西は福知山市と宮津市にそれぞれ接しており、東経 135 度 10 分～29 分、北緯 35 度 23 分～43 分に位置している。また、北は日本海若狭湾に面しており海岸線一帯はリアス式海岸で延長は約 98.0km となっている。

東西及び南北のひろがりはそれぞれ 29.7km、24.9km（海上部を含むと 37.0km）であり、総面積は 342.15 K m² で京都府の総面積の約 7.4%を占め、京都市、南丹市、福知山市、京丹後市、綾部市に次いで第 6 位である。

総人口は、平成 17 年 4 月 1 日現在で 93,425 人で、人口減少、少子化・高齢化が急速に進行する中、特に高齢化率については 23.1%と全国平均を大きく上回っており、平成 22 年度には 24.5%に達すると予測される。

・移動制約者の状況

総人口のうち移動制約者は 9,978 人（表 1 参照）にのぼり、通院や買物などの福祉・生活の分野、また障害者団体などの主催する行事への参加などにおいて外出する際の支援を必要としており、ニーズに対する具体的な移送手段の確保が課題となっている。

表 1 市内移動制約者の状況（平成 17 年 3 月 31 日現在）

内容	人数	内訳	人数
要支援・要介護認定者数	3,465	要支援	327
		要介護 1	1,210
		要介護 2	556
		要介護 3	426
		要介護 4	470
		要介護 5	476
身体障害者手帳交付者数	5,055	視覚障害	457
		聴覚・平衡機能障害	676
		音声・言語・そしゃく機能障害	65
		肢体不自由	2,694
		内部障害	1,163
療育手帳交付者数	717	A（最重度・重度）	350
		B（中度・軽度）	367
精神障害者保健福祉手帳交付者数	253	1 級	44
		2 級	145
		3 級	64
特定疾患治療研究事業の医療受給証交付者数	488	パーキンソン病、悪性関節リュウマチなど	488
合計（重複あり）	9,978		

・公共交通機関の状況

本市域は、田辺城の城下町として古くから栄えてきた旧舞鶴町である西地区と、明治時代に海軍の鎮守府が置かれ軍港として発展してきた東地区との複眼都市である。

駅乗降客についても、東舞鶴駅の乗降客が年間 50 万人、西舞鶴駅が年間 59

万人とほぼ同等の利用となっており、交通流動についても、市域内における流動が90%を超え、市外への流動が10%未満という状況であり、その中で東西間の自動車交通流動は1日約25千台という状況となっている。

一方、市内における公共交通機関のうち、都市間輸送を基本とする鉄道では、東舞鶴駅及び西舞鶴駅を中心にJR舞鶴線、JR小浜線があり、さらに第三セクターである北近畿タンゴ鉄道による宮津線がある。

バス輸送については、バス事業者として京都交通(株)が市内一円を運行しているが、路線バスの利用状況は大変厳しく、平成17年4月には廃止路線を含む再編が実施された。バス路線等の公共交通が廃止された地域においては、地域住民自らがバス運行を行う自主運行バスが現在、7地域で運行している。

公共交通機関である鉄道やバスの大量輸送を前提とした移動手段については、駅舎等のバリアフリー化を進めているが、障害等のある移動制約者にとっては、そのバリアフリー対応バス車両も市街地中心のバス路線にのみ導入されている(一部、リフト付き自主運行バスもあり)のが現状である。

その中でドアtoドアを基本とするタクシーについては、6社が115台で営業を行い、うち福祉車両は10台での運行となっている。

障害者をはじめとする移動制約者の移動支援については、特にタクシー事業者による福祉車両台数が多いとは言えず、社会福祉協議会を始めとするボランティア輸送に頼らざるを得ない現状があり、また、視覚障害者などの福祉車両を必要とはしないが、ボランティアガイドのセダン型一般車両により移動支援を受ける場合も、多数見受けられるため、車両台数に関するニーズを補う手段として、セダン型による輸送も必要と考える。

表2 鉄道

会社名	路線数	備考
西日本旅客鉄道株式会社	2 路線：舞鶴線・小浜線	4 駅
北近畿タンゴ鉄道株式会社	1 路線：宮津線	4 駅

表3 バス路線

会社名	路線数	使用車両台数	備考
京都交通株式会社	21(市内のみ)	37台(高速含む)	(うち低床7台)
岡田上バス運行協議会	1	1台	
池内バス運行協議会	1	1台	(リフト付き)
岡田中バス運行協議会	1	1台	
西大浦協議会	1	1台	
青井校区協議会	1	1台	(リフト付き)
杉山・登尾協議会	1	1台	
多門院協議会	1	1台	

表4 タクシー協会等

会社名	所在地	所有台数(うち福祉車両)	備考
京都タクシー株式会社	字森 566-5	45台 (1台)	市内営業所のみ
日本交通株式会社	福知山市篠尾小字 長ヶ坪 115-11	東 37台 西 23台 (2台)	市内営業所のみ
有限会社ラポート	字松尾 210 - 1	5台 (5台)	
光輸送サービス・西支店	字京田 148	1台 (1台)	
光輸送サービス・東支店	字余部上 20 - 16	1台 (1台)	
虹輸送サービス	字伊佐津 348 - 3	2台 (2台)	
コスモス介護タクシー	字余部上 219 - 2	1台 (1台)	

舞鶴市管内で所有する台数

表5 福祉タクシー券利用状況(制度説明後段)

事業名	実施主体	助成金額(円)	
		H15年度	517,000
舞鶴市福祉タクシー利用券交付事業	舞鶴市	H16年度	398,000

5 構造改革特別区域計画の意義

舞鶴市全域における福祉輸送サービスの活性化を図るため、規制緩和を行い既存の社会福祉法人やNPO法人等の活力を引き出すとともに、移動制約者が健常者と同じように移動できるような体制を整備しようとするものである。

福祉車両による輸送サービスは非常に有効であるものの、車両台数に限りがあり、現在、全ての移動制約者の要望に対応し切れていない状況である。

また、介護度の高い要介護者や車椅子等の補装具を利用しなければならない重度の身体障害者に対しては福祉車両による移送が基本であると考えられるが、ゆっくりではあるが歩行できる要支援者・介護者や肢体不自由者のほか、障害児、視覚障害者、人工透析等の内部障害者、知的障害者及び精神障害者に対してはセダン型等の一般車両による輸送サービスにより対応可能と考えられる。

したがって、介護度の低い要支援者・要介護者や肢体不自由者に対しては介護予防となる外出支援を積極的に行うため、また障害児や視覚・内部障害者、知的障害者に対しては目的地に到達するための手助けとして、さらには精神障害者に対しては治療促進のための外出支援として、セダン型等の一般車両による輸送を可能にすることにより移動制約者が福祉輸送サービスを少しでも多く利用できるよう運行車両の拡大を図り、その外出する機会を増やすことにより、地域交流や社会参加を促進するものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

本市においては、平成10年3月に人と人とが「相手を思いやる気持ち」、「優しさ」を持ってふれあうまちづくりの推進を基本に、障害者や高齢者をはじめ、すべての人々が地域社会のなかで自分の能力を發揮しながら共に生活していく「ノーマライゼーション」の理念に基づいた社会の実現を目指すため「舞鶴市障害者計画」を策定し、福祉サービスの充実など8つの柱を基本に各種施策を行ってきた。

また、平成15年3月に第2期高齢者保健福祉計画を策定し、現在「生き生きとした長寿社会づくり」を政策目標に、「健康と生きがいによる活力ある高齢者づくり」「尊厳の確保と自立支援」「共に支え合う地域社会の形成」の3点を基本理念として各種施策を総合的に展開してきたところである。

このように、誰もが住み慣れた地域で健やかに暮らしていくためには、地域住民の福祉意識の高揚を図り、障害者や高齢者を支えることへの理解を進めるとともに、ノーマライゼーションの理念に基づいたまちづくりが必要である。

「舞鶴市福祉有償運送特区」の認定を受けることで、セダン型の一般車両での

輸送が可能となり、特に福祉車両を必要としない視覚障害者や知的障害等の移動制約者の外出支援を推し進め、本市が地域福祉の推進にあたり目指す社会の姿としている「誰もが健やかに暮らせる社会の構築」に寄与することが期待できる。

- 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果
高齢化の進展、また障害者の増加・重度化により、今後これまで以上に移動制約者が増えると予想される。市内公共交通機関では対応できない隙間をNPO法人等のボランティア輸送により補完することで、移動制約者の外出が促進されるとともに、移動制約者本人の活動範囲を拡大させることが可能となる。

さらに、移動支援のため労働時間が制約されている家族にとっては、有償ボランティア輸送の実現により、家族の負担を軽減するとともに就労の継続及び拡大が可能となる。

その他にも運行車両の拡大を行うことにより、今まで以上に福祉や医療サービスを受けることが可能となり、誰もが住み慣れた地域で健やかに生活できるようになり住民の健康増進に大きく寄与するものと期待できる。

8 特定事業の名称

1206 (1216)

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

- 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1)福祉タクシー利用券交付事業 (担当窓口：舞鶴市児童・障害福祉課障害福祉係)

在宅の重度じん臓機能障害者の精神的・経済的負担の軽減を図り、障害者福祉の増進に寄与するため、当該重度じん臓機能障害者がタクシーを利用して通院する場合に、タクシー利用券を交付するものである(平成8年度から開始)。

・対象者

在宅の重度じん臓機能障害者(身障手帳1級所持者)で人工透析療法による医療を受けている者。ただし、自動車税又は軽自動車税の減免を受けている

者またはその世帯の前年度の所得税額が 397,001 円以上の者は交付対象外とする。

- ・ 交付の方法

タクシー利用券（1月あたり 2,000 円、年間 24,000 円）を対象者に交付。

- ・ 適用されるタクシー会社

京都タクシー、日本交通

- ・ 手続きに必要な書類

身体障害者手帳

- ・ 平成16年度交付者数

24人

(2) 障害者支援費支給制度に基づく移動介護事業（担当窓口：舞鶴市児童・障害福祉課障害福祉係）

平成15年4月から開始された身体障害者、知的障害者、障害児を対象とする支援費支給制度の居宅介護事業のうち、介護保険制度にはない障害者固有の制度として「移動介護」がある。同介護は、支援費支給制度の対象者の中で、全身性障害者、視覚障害者、知的障害者、障害児の外出支援を目的としているものである。

- ・ 対象者

身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者（知的障害者）、障害のある児童（手帳の有無は問わない）

- ・ 内容

通勤、通学を除き、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加促進のための外出をするときにおいて、適当な付添が必要とする場合、利用者が事業所との契約に基づきガイドヘルパーの派遣を受ける。

- ・ 費用

利用者及び扶養義務者の所得状況により個々に算定。

- ・ 平成16年度支給決定者数

79人

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

1206 (1216)

N P O等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内で活動する運営協議会において認められた社会福祉法人、N P O法人、医療法人及び公益法人等の非営利法人

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定日

4 特定事業の内容

(1) 事業主体

舞鶴市内で活動を行う社会福祉法人、N P O法人、医療法人及び公益法人等の非営利法人

(2) 事業が行われる区域

出発地又は到着地が舞鶴市

(3) 事業行為

事業実施主体が道路運送法第 80 条第 1 項の許可を得て、要介護・要支援認定を受けている人、身体障害者、その他単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者で、あらかじめ事業主体に登録をした会員及びその同伴者に対し、一般車両を用いて有償で送迎サービスを提供する。

5 当該規制の特例措置の内容

福祉有償運送の使用車両については、車いす若しくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車、又は回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車に限定されているが、特例措置としてセダン型等の一般車両の使用を可能とすることで、地域福祉の増進を図ることができる。

(1) 舞鶴市福祉有償運送運営協議会

有償ボランティアによる輸送事業（以下「輸送事業」という。）を円滑に実施するため、舞鶴市福祉有償運送運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置し、輸送事業の必要性、課題、利用者の安全と利便の確保に係る方策等を協議する。

運営協議会は舞鶴市が主催し、事務局を舞鶴市保健福祉部児童・障害福祉課に置く。

構成員

- ・ 京都運輸支局長又はその指名する職員
- ・ 学識経験を有する者
- ・ 輸送事業の利用者の代表
- ・ 地域住民の代表
- ・ ボランティア団体の代表
- ・ 公共交通機関の代表
- ・ 舞鶴市長が指名する職員
- ・ 京都府中丹広域振興局長及び中丹東保健所長又はその指名する職員

運営方法

苦情処理の窓口を運営協議会の事務局に設ける。事務局は必要に応じて臨時に運営協議会を開催し、苦情内容等を運営協議会に報告する。

（２）有償運送の条件

運送主体

舞鶴市内で活動する社会福祉法人、医療法人、NPO法人（保健、医療又は福祉の増進を図る活動を行うことを主たる目的とするものに限る。）及び公益法人で、運営協議会の協議を経て許可を取得した事業者とする。

運送の対象者

運送の対象者は、下記の条件のいずれかに該当し、運営協議会において認められた登録会員及び付添い人とする。

- ・ 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項にいう「要介護者」及び第4項にいう「要支援者」
- ・ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条にいう「身体障害者」
- ・ その他肢体不自由、内部障害（人工血液透析を受けている場合を含む。）

知的障害、精神障害等により単独での移動が困難なものであって、単独では公共交通機関を利用することが困難な者。

運送対象者の管理

運送主体では、会員の氏名、住所、年齢及び移動制約者、市民等であること等の事実その他必要な事項を記入した会員登録簿を作成し、適切に管理する。

使用車両

・使用する車両については、運送主体が使用権原を有していること。この場合において、運転者等から提供される自家用自動車を使用するときは、以下の事項に適合することを要するものとする。

運送主体と、自家用自動車を提供し、当該輸送に携わる者との間に当該車両の使用に係る契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること。

当該契約において、有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること。

利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明りょうに表示されていること。

- ・福祉車両は、車いす若しくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車、又は回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車であること。
- ・運営協議会の協議によって認められたセダン型等車両であること。
- ・外部から見やすいように使用自動車の車体の側面に有償運送の許可を受けた車両である旨を表示すること。

運転者

普通第二種免許を有することを基本とする。これによりがたい場合は運営協議会において以下の点について協議をし、適当と認められた者とする。

- ・申請日前一定期間、運転免許停止処分を受けていないこと。
- ・京都府公安委員会等が実施する実車の運転を伴う特定任意講習会等の講習を受講した者であること。
- ・自動車事故対策センターが実施する適性診断を受診した者で、運転に関し特に支障が認められない者であること。

- ・社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を修了した者。
- ・移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき運送主体が自主的に行う福祉輸送に関する研修を修了した者。
- ・その他移動制約者の輸送の安全確保に関し必要な知識又は経験を有する者であること。

なお、普通二種免許の取得については、運送主体において、一定の目標を立て体制の整備を図ることを検討することとする。

また、運送主体においては、運転者の氏名、住所、年齢、自動車免許の種類、交通事故その他道路交通法違反に係る履歴、安全運転等に係る講習等の受講歴及び適性診断等の受診歴その他必要な事項を記入した運転名簿を作成し、適切に管理するものとする。

損害賠償措置

運送に使用する車両全てについて、福祉有償運送中も適用を受ける対人 8,000 万円以上及び対物 200 万円以上の任意保険若しくは共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る）に加入していること又はその計画があること。

運送の対価

運送の対価については、一般乗用旅客自動車運送事業及び地域の公共交通機関の状況等の地域特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲として設定するものとし、一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃額のおおむね 2 分の 1 を目安に設定するものとする。

運営管理体制

運営主体において、運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理に係る体制その他の安全確保及び旅客の利便確保に関する体制が明確に整備されていること。

法令遵守

許可を受けようとする人が、道路運送法第 7 条の欠陥事由に該当する者でないこと。